

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
①	②	③	長さ センチメートル 幅 ④ センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		⑤	
自動車の保管場所の位置		⑥	
※保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">〒 () 年 月 日 ⑦</p> <p style="text-align: center;">⑧ 警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 ⑨</p> <p style="text-align: center;">申請者 () ⑩ 局 番</p> <p style="text-align: center;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">氏名 ⑪ ⑫ (印)</p>			
<p style="text-align: center;">第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 警察署長 (印)</p>			

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注意 1 登録時には、証明の日から概ね1か月以内の証明書提出が求められます。

2 申請代理人として、委任状等により申請者本人から委任を受けた者以外が、窓口において書面の訂正及び車台番号の書き込みをすることはできません。

3 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています。（※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）

⑬

保管場所	所有区分		収容可能台数		現有車両	
	1 自己単独	⑭ 台	⑮	1 あり	大型	台
2 他人	普通			台		
3 共有	軽			台		
			2 なし			

申請車両	新規	
	1 新規	⑯
	2 買替	
3 増車		

申請自動車の登録番号	⑰
旧自動車の車台番号（買替の場合）	⑱

連絡先（代理人）	⑲	代理権
電話番号		1 有
		2 無

⑳

第1号様式『自動車保管場所証明申請書』のチェック項目

点 検 項 目		点 検 内 容
①	車名	<input type="checkbox"/> 車検証のとおり、記載されているか。 ※ 申請に係る車が「トヨタ カローラ」であっても、申請書に記載するのは車検証のとおり「トヨタ」だけとなります。
②	型式	<input type="checkbox"/> 車検証のとおり、記載されているか。 ※ アルファベットと数字の区別を確実に行ってください。
③	車台番号	<input type="checkbox"/> 車検証のとおり、記載されているか。 ※ アルファベットと数字の区別を確実に行ってください。
④	自動車の大きさ	<input type="checkbox"/> 車検証のとおり、記載されているか。
		<input type="checkbox"/> 大きさの単位は、センチメートルで記載されているか。 ※ カタログ等に長さが小数点以下まで記載されている場合は、そのまま記載してください。
		<input type="checkbox"/> 車の大きさは、保管場所（車庫や駐車枠）に全体が収容可能な大きさであるか。 ※ 「車止め」や「段差」又は突出した建物の「外壁」により、実際に申請に係る車両が保管場所に駐車可能であるか、十分に確認してから申請を行ってください ※ 現地調査の結果、駐車不可能と判断された場合は、別の保管場所での再申請が必要となります。
⑤	自動車の使用の本拠の位置	<input type="checkbox"/> ⑨「申請者の住所」欄に記載した住所と、同一住所を記載しているか。 ※ 通常は、自動車の保有者（申請者）の住所地又は所在地と同一となります。 ※ 運輸支局に提出する「印鑑登録証明書」のとおりに記載してください（アパート・マンション名等が住所に記載されている場合は、必ずそのまま記載する。）。
	住所が異なる場合	<input type="checkbox"/> 住所地と異なる理由が正当な理由であるか。 ※ 申請時に、警察署の窓口担当者へその理由を説明する必要があります。 ※ 転居や営業場所の変更等の場合は、現住所等に住所変更を行った後に申請してください。 ※ 調査の結果、「使用の本拠」に居住実態や営業実態が認められない場合は、証明不可となる場合がありますので、「使用の本拠」として申請可能であるか否かについて不明な場合は、申請前に必ず管轄警察署へ問合せを行ってください。
⑥	自動車の保管場所の位置	<input type="checkbox"/> ⑨「申請者の住所」欄に記載した住所と、同一住所を記載しているか（アパートやマンション等の場合を除く。）。
		<input type="checkbox"/> アパートやマンション等の場合、住所から部屋番号を削除しているか。 ※ 部屋の中は「保管場所」ではない（車を止めない）ため、絶対に記載しないでください。
		<input type="checkbox"/> 以下の書面に記載された住所も、同一住所で記載されているか。 第5号様式『保管場所使用承諾証明書』における「保管場所の位置」欄
	<input type="checkbox"/> 月極駐車場等、自宅やマンション等の建物から離れた駐車場に車を止める場合	
<input type="checkbox"/> 駐車場の住所を、正確に記載しているか。 ※ 駐車場の契約書等を確認し、正確に記載してください。		
<input type="checkbox"/> 「使用の本拠」（自宅や会社）と「保管場所」が、直線距離で2キロメートル以内であるか。 ※ 2キロメートル以上離れた保管場所では、自動車保管場所証明書（車庫証明）は交付できません。		
<input type="checkbox"/> 以下の書面に記載された住所も、同一住所で記載されているか。 第5号様式『保管場所使用承諾証明書』における「保管場所の位置」欄		
⑦	申請日	<input type="checkbox"/> 日付は、実際に警察署窓口へ申請書を提出する日付が和暦で記載されているか。 ※ 日付誤りの場合も、訂正には訂正印が必要となります。 ※ 申請書は4枚ありますが、3枚目と4枚目（第2号様式「保管場所標章交付申請書」）の日付は、絶対に記載しないでください（同書類は、証明書を受け取る日付を記載するため。）。
⑧	警察署名	<input type="checkbox"/> 「保管場所の位置」を管轄する警察署名が記載されているか。 ※ 管轄警察署が不明な場合は、最寄りの警察署若しくは県警本部へ電話確認を行うか、申請時に警察署窓口で確認してください。

第1号様式『自動車保管場所証明申請書』のチェック項目

点 検 項 目		点 検 内 容	
⑨	住所	<input type="checkbox"/>	運輸支局に提出する「印鑑登録証明書」に記載されているとおりに、住所を記載しているか。 ※ 「印鑑登録証明書」の住所は、住民票や登記事項証明書の住所（所在地）となります。 ※ 住所にアパート、マンション及びビル名等や部屋番号が記載されている場合は、そのとおりに記載してください（アパート名等が住所で省略されている場合は、記載不要です。） ※ 住所の地番表示（「1番2号」や「123番地4」）については、ハイフンでの表示（「1-2」や「123-4」）で省略可能ですが、アパート名等については、「印鑑登録証明書」に記載されている場合は、省略せずに必ず記載してください。
		<input type="checkbox"/>	以下の書面に記載された住所も、同一住所で記載されているか。 ⑤「自動車の使用の本拠の位置」欄 第4号様式『保管場所使用権原疎明書面（自認書）』における「住所」欄 第5号様式『保管場所使用承諾証明書』における「使用者」の「住所」欄 ※ 第5号様式『保管場所使用承諾証明書』については、作成者がアパート名を記載して作成した場合は、申請者住所にアパート名等の記載がなくても（「印鑑登録証明書」の住所にアパート名等が省略されている場合）受理可能ですが、可能な限り、『保管場所使用承諾書』の作成を依頼する際に、統一で記載するよう依頼してください。
⑩	電話番号	<input type="checkbox"/>	電話番号は、市外局番から正確に記載しているか。 ※ 携帯電話番号の記載も可能です。 ※ 可能な限り、日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。
		<input type="checkbox"/>	以下の書面に記載された電話番号も、同一番号で記載されているか。 第4号様式『保管場所使用権原疎明書面（自認書）』における「氏名」欄 第5号様式『保管場所使用承諾証明書』における「使用者」の「氏名」欄
⑪	氏名	<input type="checkbox"/>	運輸支局に提出する「印鑑登録証明書」に記載されているとおりの字画（旧字体も含む。）で、氏名が記載されているか。 ※ 「印鑑登録証明書」の氏名は、住民票や登記事項証明書の氏名又は名称と同一です。 ※ 氏名が旧字体の場合は、常用漢字で記載せず、そのままの字画で記載してください（警察署の窓口申請する場合）。 ※ O S Sシステムによる電子申請の場合で、第二水準までに旧字体が表示されない場合は、常用漢字又はカタカナで入力してください。この場合は、申請直後に申請先の警察署へ「旧字体による入力が不可能である」旨の電話連絡を行ってください。ただし、この場合でも、添付データの『保管場所使用権原疎明書面（自認書）』又は『保管場所使用承諾証明書』については、正確な字画で作成してください。
		<input type="checkbox"/>	法人による申請の場合、代表者の氏名及び職名が記載されているか。 ※ 「株式会社」や「有限会社」も(株)や(有)と省略せずに、正確に記載してください。 ※ 職名の「代表取締役社長」や「代表取締役」の区別も正確に記載してください。
		<input type="checkbox"/>	フリガナを正確に記載しているか。
		<input type="checkbox"/>	以下の書面に記載された氏名も、同一字画で記載されているか。 第4号様式『保管場所使用権原疎明書面（自認書）』における「氏名」欄 第5号様式『保管場所使用承諾証明書』における「使用者」の「氏名」欄 ※ 法人の場合、職名も統一して、正確に記載してください。 ※ O S Sによる電子申請の場合で、氏名の字画を常用漢字又はカタカナで入力した場合でも、上記書面については、正確な字画（旧字体）で作成してください。

第1号様式『自動車保管場所証明申請書』のチェック項目

点 検 項 目		点 検 内 容	
⑫	申請者	印	<input type="checkbox"/> 個人申請 の場合、申請者本人の印鑑が押印されているか。 ただし、以下の場合は押印省略可です。 1 「申請者の氏名」欄に、申請者本人が署名している場合 2 行政書士による代理申請の場合で、「委任状」により代理権の確認が可能で、申請書欄外の「連絡先（代理人）」欄に行政書士の記名押印（職印）がなされている場合 ※ 申請書類に訂正が必要な場合、申請者欄に押印した印鑑と同じ印鑑での訂正印が必要となります（行政書士による代理申請の場合を除く。）。 ※ 個人による申請の場合は、実印でなく認印での申請も可能です。 ※ カートリッジ式の印鑑は、使用できません。
			<input type="checkbox"/> 法人申請 の場合、「法人印」又は「法人代表者印」で押印がなされているか。 ただし、以下の場合は押印省略可です。 1 「申請者の氏名」欄の「代表者名」を、代表者本人が署名している場合 2 行政書士による代理申請の場合で、「委任状」により代理権の確認が可能で、申請書欄外の「連絡先（代理人）」欄に行政書士の記名押印（職印）がなされている場合 ※ 申請書類に訂正が必要な場合、申請者欄に押印した印鑑と同じ印鑑での訂正印が必要となります（行政書士による代理申請の場合を除く。）。 ※ 代表者の私印（個人印）では、受理できません。
			<input type="checkbox"/> 以下の書面についても、同一の印鑑が押印されているか。 第4号様式『保管場所使用権原疎明書面（自認書）』における「氏名」欄 『委任状』の申請者印（代理申請の場合で、代理人による加除訂正が必要な場合のみ。） ※ 代理申請において、上記書面に使用する印鑑が統一されていない場合は、申請者本人にその理由を電話連絡等により確認する必要が生じます。
⑬	保管場所	所有区分	<input type="checkbox"/> 保管場所の使用権原について、該当する番号に○印を付しているか。 「1 自己単独」～申請者自身の土地又は建物を、保管場所とした場合（自宅の車庫等） 「2 他人」～他人の土地又は建物を、保管場所とした場合（家族が所有者である自宅車庫や、月極駐車場を借りる場合等） 「3 共有」～複数の人が共有している人の土地又は建物を、保管場所とした場合（夫婦共同名義の自宅車庫等）
⑭		収容可能台数	<input type="checkbox"/> 申請に係る保管場所（車庫や月極駐車場等）に、駐車可能な車両の総数が記載されているか。 ※ 月極駐車場等の場合は、申請者が賃貸借している駐車スペースの台数分のみ記載してください。
⑮		現有車両	<input type="checkbox"/> 申請に係る保管場所（車庫等）に関し、該当する方に○印を付しているか。 「1 あり」～現在、保管場所として使用している車両が他にある場合 「2 なし」～他に保管場所として使用している車両がない場合 ※ 「1 あり」の場合は、右欄に、その車種ごとに台数も記載してください。 また、月極駐車場等の場合は、申請者が賃貸借している駐車スペースの台数分のみ記載してください。
⑯	申請車両		<input type="checkbox"/> 申請に係る保管場所（車庫等）に関し、申請車両が該当するものに○印を付しているか。 「1 新規」～申請車両が、保管場所に止める新規（1台目）の車両となる場合 「2 買替」～申請車両が現有車両と入替えとなる場合（現有車両を下取り又は廃車とする場合） 「3 増車」～申請車両が、増車分となって駐車する場合（保管場所に追加分の駐車スペースがある場合のみ該当）
⑰	申請自動車の登録番号		<input type="checkbox"/> 申請に係る自動車の登録番号（ナンバー）が記載されているか。 ※ 変更登録（車検証の所有者住所等は変更となるが、ナンバーは変わらない場合）の場合のみ記載し、それ以外の申請（新車の購入や、車の名義変更等の場合）では記載不要です。
⑱	旧自動車の車台番号 （買替の場合）		<input type="checkbox"/> 買替の場合、現有車両の「車台番号」が記載されているか。 ※ 現有車両（下取り又は廃車となる車両）の車検証を確認し、正確に記載してください。

第1号様式『自動車保管場所証明申請書』のチェック項目

点 検 項 目		点 検 内 容
⑱	連絡先（代理人）	<input type="checkbox"/> 申請者本人以外の者が代理で申請する場合、代理人の氏名及び電話番号が記載されているか。 ※ 行政書士が代理申請を行う場合で、職印により加除訂正を行う場合や、申請者印を省略する場合は、職印による押印も必要となります。
⑳	代理権	<input type="checkbox"/> 「代理権」欄の該当するものに、○印を付しているか。 「1 有」～委任状等により代理権を有している場合 「2 無」～申請書類を提出するだけの使用者の場合 ※「1 有」に該当する場合は、委任状等により申請書の加除訂正等に関する委任がなされていれば、代理人による加除訂正が可能となります。 ※「2 無」の場合は、申請書類の加除訂正はできません。
		<input type="checkbox"/> 上記が「1 有」に該当する場合、申請者本人が「委任状」を作成しているか。 ※ 委任状は、申請者本人が署名押印し、作成してください。 ※ 委任状に押印する印鑑は、㉔で使用したものと原則、同じ印鑑を使用してください。印鑑が異なる場合は、申請者本人に対し、印鑑が異なる理由の確認が必要となります（偽造防止のため）。 ※ 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています（罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）。
その他		<input type="checkbox"/> 訂正箇所には、全て訂正印が押印されているか。 ※ 訂正印は、㉔「申請者」欄で使用した印鑑と同一の印鑑を使用してください（可能な限り、申請時に印鑑をご持参ください。）。 ※ 「捨印」による訂正はできません。